令和８年　第１０回　定例教育委員会 会議録

招集日時	令和８年１０月２０日　　午後６時００分
開会日時	令和８年１０月２０日　　午後６時００分
閉会日時	令和８年１０月２０日　　午後６時５０分
開催場所	ふじみ野市役所　第２庁舎３階　Ｂ３０１会議室
教 育 長	山﨑　祐一

委員出席状況	席番	氏　　名	出席別	説明のため出席した者	
	1	茂井万里絵	出席	教　育　部　長　内田　和明	社会教育課長　木村　裕之
	2	西山　幸吉	出席	教育総務課長　齊藤　隆之	主幹兼博物館長　井上　樹朗
	3	吉野　　榮	出席	学校教育課長　鈴木　達也	
	4	星野　弘明	出席	学校給食課長　山﨑　純	
				主幹兼あおぞら学校給食センター所長　熊谷　正史	

書　　記	教育総務課係長 田島　輝	傍聴人数	１人

会　議　概　要

議　事　等

報告第２３号　　ふじみ野市民生委員推薦会委員の推薦について

第４５号議案　　ふじみ野市立小・中学校職員旧姓使用取扱要綱（可決）

第４６号議案　　ふじみ野市小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則（可決）

第４７号議案　　ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正する規則（可決）

第４８号議案　　ふじみ野市学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則（可決）

（午後６時００分）	**〇開会の宣告**
教育長	ただ今から、令和８年第１０回定例教育委員会会議を開会いたします。
	〇会議録の承認
教育長	まず始めに、前回定例会及び臨時会の会議録の承認についてです。 事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。
各委員	（なし）
教育長	特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。

各委員	（異議なし）
教育長	それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。 後ほど、委員の皆様のご署名をお願いします。
	○教育長からの報告
教育長	次に、これまでの間の出来事について、私の方から報告をさせていただきます。 ９月は雨が続いておりましたが、１０月になり驚くほどの好天に恵まれ、秋らしくなり、学校のほうでも様々な教育活動が順調に進んでおり、運動会については、残りは西小学校と鶴ヶ丘小学校の２校を残すのみとなりました。 また、インフルエンザが全国的に流行しております。本市におきましても、現在、小学校で１クラスが学級閉鎖となっております。予断は許さない状況ではありますので、教育委員会といたしましては、学校と連携をし、引き続き感染防止に努めて参りたいと思います。 以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。
各委員	（確認事項なし）
教育長	それでは議事に入ります。
	○本日の議事
教育長	本会議に提案させていただいた議事の件数は、報告事項１件、議案４件です。
	○報告理由の説明
教育長	それでは、教育部長から報告事項１件の報告理由の説明をお願いします。
教育部長	（報告理由の説明）
	○報告第２３号
教育長	それでは、報告第２３号「ふじみ野市民生委員推薦会委員の推薦につ

	いて」を教育総務課長より報告をお願いします。
教育総務課長	ふじみ野市民生委員推薦会委員につきまして、現在受任いただいております西山 幸吉 委員及び吉野 栄 委員の２名が、令和８年１１月１２日をもって任期満了となります。 それに伴い、新たな任期となる令和８年１１月１６日から令和１１年１１月１５日までの期間についても、引き続きふじみ野市長から２名の推薦依頼がありました。 当該期間についても、再度、西山 幸吉 委員及び吉野 栄 委員を推薦いたしましたので報告させていただきます。
教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問、ご意見がございましたらお願いします。
茂井委員	１１月１２日に任期満了で、次の任期が１１月１６日開始となっていますが、間が空く形になるのでしょうか。
教育総務課長	１１月１６日に委嘱式があり、令和８年１１月１６日から令和１１年１１月１５日までの任期となっております。
教育長	他にご質問いかがでしょうか。
各委員	（なし）
教育長	この報告の内容については、よろしいでしょうか。
各委員	（了承）
教育長	ありがとうございました。 以上で、報告事項の報告を終了いたします。
	○提案理由の説明
教育長	それでは、教育部長から議案４件の提案理由の説明をお願いします。
教育部長	（提案理由の説明）
	○第４５号議案
教育長	それでは、第４５号議案「ふじみ野市立小・中学校職員旧姓使用取扱要綱」の説明を学校教育課長よりお願いします。
学校教育課長	近年、教職員のライフスタイルの変化に伴う負担軽減や、これまでの職務上の実績やアイデンティティの継続、働きやすい職場環境の整備な

	どを目的として、県内の県立学校をはじめとして、各自治体においても職員の旧姓使用を拡大・整備する動きが進みつつあります。 　また、埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長からも、各市町村教育委員会に対して、旧姓使用に関する要綱等を整備し、推進していくよう事務連絡が送付されているところです。 　本市におきましては、これまでも運用のなかで旧姓を通称使用してまいりましたが、こうした動向や社会的な要請を踏まえ、このたび改めて要綱として明確に整備し、小・中学校の教職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き職務において従前の氏（旧姓）を円滑に使用できるようにするため、新たに「ふじみ野市立小・中学校職員旧姓使用取扱要綱」を制定するものです。 　本要綱の主な内容といたしましては、職員が旧姓使用を希望する場合の申請手続きや、校務における対象文書等の範囲について定めるものでございます。 　要綱の第３条において、旧姓を使用することができる文書を示させていただいております。 　次に、第４条について、旧姓使用の承認を受けようとするときは、氏名変更届を提出する際に、「旧姓使用願」を、校長を経て教育長へ提出することになります。 　施行につきましては、令和８年１１月１日からを予定しております。
教育長	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
吉野委員	要綱の第３条第２項で、「前項第２１号の休日・時間外勤務命令簿及び前項第２３号の旅行命令簿において旧姓を使用する場合は、氏名欄に戸籍上の氏を併記する」となっているのは、勤務の実態が伴うものや費用の支払い等が伴うものについては、戸籍上の氏を併記することになっていると捉えてよろしいでしょうか。
学校教育課長	お見込みのとおり、これらは給与関係の書類になりますので、誤認や手続き上のトラブルを防ぐために、旧姓と戸籍上の氏の両方を併記する形としております。
吉野委員	それ以外については、旧姓が使えるということでしょうか。

学校教育課長	お見込みのとおりです。ただし、同第３項に「第１２号から２４号までの書類については戸籍上の氏又は旧姓に統一するものとする。」とあるとおり、旧姓を使用する場合全ての書類で統一いただくことになります。例えば、第１２号の住所届は旧姓、第１３号の出勤簿は戸籍上の氏をといったように任意に選択して使用することはできませんので、旧姓と戸籍上の氏のどちらかを選択いただくことになります。
星野委員	実際に旧姓を使用している方の割合は分かりますか。
学校教育課長	正確な割合については、把握しておりませんが、実際に旧姓を使用しているという事例は複数ございます。
星野委員	この要綱ができることによって、より旧姓が使用しやすくなるのであれば、望ましいと思いますので引き続きよろしくお願いします。 ちなみに「旧姓使用願」では、理由については問われていませんが、「旧姓使用中止届」には中止する理由という欄があります。 この欄について必要なのかどうか、また、理由によっては認められない場合があるのでしょうか。
学校教育課長	承認していたものを中止する形になりますので、理由を書いていただく形になります。旧姓使用中止届は、届出になりますので、理由によって認めないというようなことは想定しておりません。
星野委員	理由は書かなくても構わないのでしょうか。
学校教育課長	書くのが難しいということであれば、相談しながら進めていく形になるかと思います。
吉野委員	今年度中から実施するのだと思うのですが、もし、今年度の途中から旧姓を使用するとなると、学校で不都合はないのでしょうか。
学校教育課長	元々戸籍上の名前を使っていた方が、いきなり旧姓にするというような場合は、途中で先生の名前が変わるということになりますので、多少、混乱が生じるかもしれませんが、元々、旧姓を使いたいという方は、既に運用上で使える形にしておりますので、ここで急に変えたいという方はいないのではないかと、想定しているところです。
吉野委員	既に結婚されて戸籍の氏を使われている方でも、旧姓を使いたいという方がいらっしゃると、事務手続きなども大変かと思いますので、年度途中ではなく、来年度の４月から使用する姓を変更することができたら

	よかったのではないかなと思いました。そのあたりは、各学校の校長や希望者本人次第だと思うのですが、どのように指導を進めていくのでしょうか。
学校教育課長	一番は、子供達に影響が出ないような形で、校長と本人が、よくよく話し合いをしながら、進めていくことになるかと思います。
教育長	他にご質問いかがでしょうか。
各委員	（なし）
教育長	ご質問がないようですのでお諮りいたします。 第４５号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	（賛成）
教育長	賛成総員と認め、第４５号議案は、原案のとおり決定いたします。
	○第４６号議案
教育長	次に、第４６号議案「ふじみ野市小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」の説明を学校教育課長よりお願いします。
学校教育課長	ふじみ野市立上野台小学校及び葦原中学校の通学区域に関し、ふじみ野市立小・中学校学区審議会の答申を踏まえて改正したいので、この案を提出するものです。 上福岡一丁目商業施設跡地等につきましては、今後、大規模な住居等の開発が見込まれており、通学区域の指定がない当該地区に新たに通学区域を指定することが必要となることから、令和８年１０月８日にふじみ野市立小・中学校学区審議会を開催いたしました。 教育委員会としましては、将来的な人口推計を加味した学校の適正規模や現在の通学区域の観点、登下校の安全性など総合的に勘案し、上野台小学校及び葦原中学校の通学区域を設定する方針である旨を審議会に諮問し、説明を行いました。 審議会において、ご審議いただいたところ、「当該地区の住居等の具体的な開発計画が示され、今後の居住予測などから、上野台小学校及び葦原中学校における適正規模の維持が可能であることが確認でき、また、通学距離や児童生徒の登下校の安全性などを考慮した結果、元の上野台小学校及び葦原中学校の通学区域に戻すことで、子どもたちが地域

	に根ざした教育環境を享受できると推測できることから、これまで通学区域から外していた上福岡一丁目８番８号外については、上野台小学校及び葦原中学校の通学区域として編成することが望ましいと考える。」といった答申をいただいたところでございます。 　具体的な規則の改正点といたしましては、現行の上福岡一丁目の（１番、７番２６号及び８番８号を除く。）という記載を削除し、上福岡一丁目全体が上野台小学校及び葦原中学校の通学区域となります。
教育長	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
吉野委員	当該地区については、現在どのような開発計画があり、また、何世帯の入居を予測しているのでしょうか。
学校教育課長	現在、257 戸の共同住宅を建設予定となっております。 　それぞれ、ご家族１世帯ずつ入居されれば、257 世帯という形になるかと思います。
吉野委員	上野台小学校及び葦原中学校に、その世帯の中の児童生徒が通学することになるかと思いますが、人数的には問題ないのでしょうか。
学校教育課長	上野台小学校及び葦原中学校の適正規模は、１２から１８学級となりますが、将来推計において、この適正規模に収まる見込みとなっております。
吉野委員	分かりました。是非、この方向で進めていただきたいと思います。
教育長	他にご質問いかがでしょうか。
各委員	（なし）
教育長	ご質問がないようですので、順にお諮りいたします。 　第４６号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	（賛成）
教育長	賛成総員と認め、第４６号議案は、原案のとおり決定いたします。
	○第４７号議案
教育長	次に、第４７号議案「ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正する規則」の説明を学校教育課長よりお願いします。
学校教育課長	令和８年７月３日付け事務連絡にて、埼玉県教育局市町村支援部参事

	兼小中学校人事課長より、埼玉県立学校職員服務規程の一部改正について、「シニア海外ボランティア」を「シニア海外協力隊」に改める旨の通知があり、それを踏まえた上で、当市の規則も同様に改正するものです。 内容としましては、様式第２８号中、脚注の第３項「シニア海外ボランティア」を「シニア海外協力隊」に改めるものです。 なお、令和９年１月１日施行予定としております。
教育長	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
吉野委員	直近でシニア海外ボランティアの休業承認申請をされている方はいらっしゃるのでしょうか。
学校教育課長	現在、活用している職員はおりません。
吉野委員	シニア海外協力隊というのは、JICA（独立行政法人国際協力機構）の海外協力隊のことを指しているのでしょうか。
学校教育課長	「青年海外協力隊」と別の区分であった、「シニア海外ボランティア」が「シニア海外協力隊」に名称を変更しました。「青年海外協力隊」や「シニア海外協力隊」などを含めた全体の総称として「JICA 海外協力隊」という名称が使われているようです。
教育長	他にご質問いかがでしょうか。
各委員	（なし）
教育長	ご質問がないようですのでお諮りいたします。 第４７号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	（賛成）
教育長	賛成総員と認め、第４７号議案は、原案のとおり決定いたします。
	○第４８号議案
教育長	次に、第４８号議案「ふじみ野市学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」の説明を社会教育課長よりお願いします。
社会教育課長	本市では、学校体育施設である体育館、グラウンド、テニスコート、武道場を学校教育に支障のない範囲で市民やスポーツ団体などに開放し、利用いただいております。

	今般、本規則に規定している様式について、改正を行いたく提案するものです。 様式第１号では、学校体育施設利用団体登録申請書の記載事項の整理を行うものです。近年、連絡先として、家の電話より携帯電話を記載したい要望を受けていることや、電子メールを活用した連絡を受けたいとの意見を受けている事、このほか、会員の男女数など現在では好ましくないことから記載事項を改めるものです。 様式第３号は、様式第１号の登録申請書の提出を受けて交付する学校体育施設利用団体登録証で、様式第１号と同様の改正を行うものです。 様式第４号は、学校体育施設利用申請書で、こちらの様式の変更内容も、平日、日中に連絡を取りやすい電話番号を記載してほしい旨の記載の追加と、利用の男女数の記載の削除と下部の確認書の文言の整理などを行うものです。 様式第５号は、様式第４号の利用申請書を受け、教育委員会の所管である小中学校長に交付する、学校体育施設利用許可通知書で、これまでの他の様式と同様に男女の利用人数の部分の削除や文言の整理を行うものです。 様式第６号は、様式第４号の利用申請書を受け、利用団体に交付する学校体育施設利用許可書で、これまでの様式と同様の改正を行うほか、条件欄に記載していた注意事項を、欄外に記載するほか、文言の整理を行う改正を行うものです。
教育長	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
西山委員	メールアドレスの記入は必須なのでしょうか？ また、男女の利用人数の欄を削除するとのことですが、男女の会員数について、これまでその情報を何に活用していたのでしょうか、また、削除しても問題ないのでしょうか。
社会教育課長	メールアドレスにつきましては、お持ちではない方もいらっしゃると思いますので、記入がなくても申請を拒むことの無い運用を考えております。 また、男女数については、これまでも特に活用しておりませんので、

	男女の内訳については、記載がなくても問題ないと考えております。
茂井委員	元々、何か目的があって男女の会員数を記載してもらっていたのでしょうか。
社会教育課長	過去に使っていた目的もあるかとは思いますが、現状にそぐわない部分もあると考えますので、男女の内訳については記載しない方が好ましいと、考えるところです。
教育長	他にご質問いかがでしょうか。
各委員	（なし）
教育長	ご質問がないようですのでお諮りいたします。 第４８号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	（賛成）
教育長	賛成総員と認め、第４８号議案は、原案のとおり決定いたします。 以上で、議案の審議を終了いたします。
	〇各課からの報告
教育長	次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。
各課長	（報告）
教育長	ありがとうございました。
	〇次回の日程等
教育長	続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。 次回は、令和８年１１月１７日(火）午後６時から、会場は第２庁舎３階 B301 会議室を予定しております。 なお、傍聴人の数ですが、５名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に５名を限度とします。
各委員	（了承）

教育長	**○閉会の宣告** 以上で、令和８年第１０回定例教育委員会会議を閉会いたします。 ありがとうございました。
（午後６時５０分）	